



上下水道だより

2024 秋号

令和6年10月発行

佐賀市上下水道局
佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330
FAX(0952)33-1315

令和6年能登半島地震 活動報告

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

1月1日に発生した能登半島地震は、石川県を中心とした北陸地方に甚大な被害をもたらし、各地で大規模な断水が発生しました。

佐賀市上下水道局は、石川県輪島市からの要請を受け現地に職員を派遣し、佐賀市管工事協同組合所属の組合員と協力して、地震で破損した水道管の漏水復旧作業を行いました。

派遣期間 令和6年2月18日(日)から3月29日(金)まで(41日間)

派遣人員 佐賀市上下水道局職員(延べ102人)
佐賀市管工事協同組合職員及び所属組合員(延べ322人)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(壊れて水漏れしている水道管を修理しています)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(水漏れていないか、音を聞いている)



輪島市河井町 漏水調査
(水道管に少しずつ水を通し、水漏れがないか調べます)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(水漏れた水道管を切断し、つなぎ直します)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(地震で水道メーターにつながる管が折れています)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(地面を掘り、漏水を1か所ずつ修繕していきます)



輪島市河井町 漏水復旧作業
(黒い水道管が地震で抜けてしまっています)

ご家庭での備え

人が生命を維持するための飲料水は、大人1人に対して、1日3リットルの量が最低限必要であるとされています。

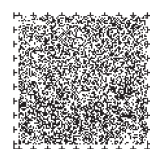
いざというときに備えて、飲料水の確保をおすすめします。

- 目安として3日分
- ご家庭の人数分を準備
- 水道水のくみ置きなど、水の備蓄

お問い合わせ

水道工務課
☎ 0952-33-1332

Uni-Voice



▲Uni-Voiceアプリを使うと音声で聞くことができます

下水道管渠の設置申請者様へ（お知らせ）

公共ます及び下水道管渠の設置申請に係る下水道管渠の**設置基準が改定**されましたのでお知らせします。

なお、新たな設置基準は、令和7年4月1日以降の受付分から適用されます。



【改定設置基準（基本事項）の概要】

設置申請における下水道管渠の設置場所が次の(1)から(3)の全てに該当する場合、下水道管渠の追加設置は、原因者負担となる。

- (1) 下水道区域内
- (2) 受益者負担金または受益者分担金が賦課済
- (3) 当該区画に応じる排水能力を有する公共ますが既に設置済



条件に該当しているか分からない時は、
下水道工務課へ聞いてみてね！
(その他、ご相談もお気軽に)

お問合せ

下水道工務課
☎ 0952-34-5033

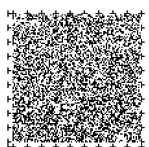
下水道をご利用の皆様へ

お客様のお宅を訪問したり、チラシを入れるなどして、下水道の排水管の点検、清掃、消毒などを行う業者が市内全域で営業をしています。

なかには、**あたかも佐賀市上下水道局の指示で実施しているかのように誤解させ、高額**の費用を請求する悪質な業者もいます。

◆ 被害にあわないために！

- 必要がなければ、はっきり断る
- 勝手に作業はさせない
- せかされても、その場で契約をしない
- 不審に思ったら、契約する前に佐賀市消費生活センターか上下水道局に相談する



佐賀市上下水道局では、点検・清掃・消毒のあっせんなどは行っていませんので、契約の際には金額や内容を十分確認してください。

また、使用水量のお知らせ等を見せて、お客さまから集金を行うこともありません。

お問合せ

佐賀市消費生活センター
☎ 0952-40-7087
給排水設備課
☎ 0952-33-1333

土が元気になる肥料 好評につき販売時間拡大!!



佐賀市下水浄化センターでは平成21年度から、下水汚泥を原料とした肥料「かんとリースーパー佐賀」を 1kgあたり2円にて販売しており、たいへんご好評を頂いております。

令和6年7月から**販売時間を拡大いたしました**ので、この機会にぜひご利用ください。

販売時間：月～金、日曜日の9:00～16:30まで

祝・祭日も販売します。(※年末年始の閉庁日を除く)

※フレコン販売は平日午後のみ

小口販売（予約不要）

- ・スコップ、はかり、料金箱を準備しております。
- ・ご自身で袋詰めを行っていただきますので、袋・手袋等をご持参ください。
- ・袋詰め後に購入量を確認して料金箱にお支払いください。

フレコン販売（予約制）

- ・予約制となっておりますので、事前にお電話（0952-27-3510）でご予約ください。
- ・車両への積み込みまで、対応いたします。
- ・フレコン（350kg） / 800円
- ・フレコン（800kg） / 1,600円



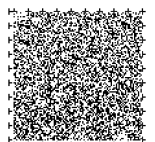
販売場所：佐賀市下水浄化センター

佐賀市西与賀町大字高太郎2667
(国道444号 丸目交差点から南に約1.6km)

お問合せ

肥料のお問合せ・ご予約先
株式会社S&K佐賀
(佐賀市下水浄化センター内)
☎ 0952-27-3510

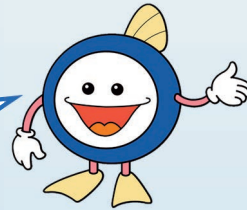
下水道施設のお問合せ
下水道施設課
☎ 0952-22-0181



下水道への接続は法律で定められています!

下水道が整備され、使用できるようになった区域では、トイレ・浴室・台所・洗濯等の排水は、下水道法等の定めにより公共下水道、または農業集落排水処理施設に接続していただく必要があります。
下水道は下水道区域内の多くの方々にご利用いただくことにより、その力を発揮し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などにつながります。

美しく豊かな自然を未来の世代へ残すため、1日も早く下水道に接続していただくようお願いします。



お問い合わせ

業務課 管理二係
☎ 0952-33-1313

水洗便所改造資金の融資あっせんについて

くみ取り便所を水洗便所に改造される方、または浄化槽の機能を廃止して公共下水道は農業集落排水処理施設に接続される方のために、上下水道局では、融資のあっせんをしています。
(上下水道局の直接貸付ではなく、金融機関へのあっせん)

◆ 融資あっせん限度額

- くみ取り便槽1か所、又は浄化槽1基につき **60万円以内**
- トイレが2か所以上の場合、
2か所目からトイレ数×30万円加算(限度額200万円)

◆ 償還額の利子補給

- 上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。
- 融資あっせん額のうち利子補給対象額は、
家屋1棟につき60万円を限度とします。

※ 融資の条件等、詳しくはお問い合わせください。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

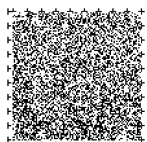
お問い合わせ

業務課 管理二係
☎ 0952-33-1313

「佐賀市上下水道事業経営審議会」を設置しました

佐賀市の上下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図ることを目的として、「**佐賀市上下水道事業経営審議会**」を設置しました。

上下水道事業の経営について、ご利用される皆様からご意見をいただき、今後の上下水道事業に反映していきます。



お問い合わせ

総務課
☎ 0952-33-1330

